

けんぽだより

協会けんぽ以外の健康保険組合等にご加入の事業所は各健康保険組合等にお問い合わせください。

新様式の申請書(届出書)のご使用をお願いします (令和5年1月以降)

協会けんぽでは、より分かりやすくすること、より記入しやすくすること、より迅速に給付金をお支払いすること等を目的として、令和5年1月に各種申請書(届出書)の様式を変更します。

※令和5年1月以降に現在使用している申請書(届出書)で申請された場合、事務処理等に時間を要しますので、新様式のご使用をお願いします。



様式を変更する主な申請書(届出書)

| 健康保険給付関係 |
|--------------------|
| 傷病手当金支給申請書 |
| 療養費支給申請書(立替払等) |
| 療養費支給申請書(治療用装具) |
| 限度額適用認定申請書 |
| 限度額適用・標準負担額減額認定申請書 |
| 高額療養費支給申請書 |
| 出産手当金支給申請書 |
| 出産育児一時金支給申請書 |
| 出産育児一時金内払金支払依頼書 |
| 埋葬料(費)支給申請書 |
| 特定疾病療養受療証交付申請書 |

| 任意継続関係 |
|-----------------------------------|
| 任意継続被保険者資格取得届出書 |
| 任意継続被保険者被扶養者(異動)届 |
| 任意継続被保険者資格喪失届出書 |
| 任意継続被保険者氏名 生年月日 性別 住所 電話番号変更(訂正)届 |

| 被保険者証等再交付関係 |
|--------------|
| 被保険者証再交付申請書 |
| 高齢受給者証再交付申請書 |

新様式の申請書(届出書)は、協会けんぽのホームページよりダウンロードいただけます。
なお、協会けんぽへ郵送をご依頼いただくことでもご入手いただけます。

お問い合わせ先 業務グループ TEL 043-382-8311(代表)

かかりつけ医はお持ちですか？

「かかりつけ医」とは、日常的な病気の診断や健康管理などができる身近な医師のことです。

「かかりつけ医」を持つメリットとは？

- 同じ医師に継続して診てもらうことにより、病歴、体質、生活習慣等を把握・理解した上での治療やアドバイスが受けられる
- 詳しい検査や高度な医療が必要と診断された場合には、適切な大病院や専門医を紹介してもらうことができるので安心

どうやってかかりつけ医を見つけたら良いかわからない方はこのページをチェック！



出典：厚生労働省ホームページ「上手な医療のかかり方.jp」

お問い合わせ先 企画総務グループ TEL 043-382-8315

／ 事業主の皆様へ ／

生活習慣病の重症化の予防のため、
医療機関への受診勧奨を行っています

重症化予防のために ～協会けんぽ千葉支部の取り組み～

以下の3つの条件を全て満たす従業員の方がいる事業所様に対し、お電話にて健康相談と医療機関への受診を勧めております(※)。

- ① 生活習慣病予防健診を受診された方
- ② 健診で、血圧・血糖・LDLコレステロール値の検査結果により「要治療」・「要精密検査」と判定された方
- ③ その後、医療機関への受診が確認できない方

※協会けんぽ千葉支部の業務委託事業者(株式会社EPファーマライン)の看護師等よりお電話させていただきます。

未治療のまま放置すると・・・?

血圧・血糖・LDLコレステロール値において「要治療」・「要精密検査」と判定されたにもかかわらず未治療のまま放置すると、重大な疾病を引き起こす可能性があります。

脳卒中



心筋梗塞



足の壊疽



事業主様・健診ご担当者様へのお願い

「要治療」・「要精密検査」は放置せず、**医療機関への受診を促すお声かけと、受診のための勤務時間等のご配慮**をお願いいたします。

また、協会けんぽの委託事業者よりお電話がありましたら、**対象者の方へのお取次ぎ**をお願いいたします。

従業員の皆様の健康増進のため、ご協力の程よろしくをお願いいたします。

お問い合わせ先 保健グループ TEL 043-382-8313

 **全国健康保険協会 千葉支部**
協会けんぽ

〒260-8645 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階
TEL043-382-8311 (代表)

 お手続きは
郵送をご利用
ください



ご退職される方・扶養から
はずれる方の保険証は
速やかに返納ください。